福県医発第１４０５号（地）
令和２年８月１７日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

「福岡コロナ警報」の発動と今後対応等について

「福岡コロナ警報」発動に基づく受入病床の準備及び拡張については、令和２年８月１７日付福県医発第１４０３号（地）をもって貴会宛てにお送りしております。

今般、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部より、別添のとおり「福岡コロナ警報」の発動と今後の対応について定められた旨、連絡がありました。

また、感染防止対策を行っている施設を利用できるよう「感染防止宣言ステッカー」が作成され、県ホームページより申請可能となっておりますので、併せてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

公印省略

２保総第１３７１号
令和２年８月６日

公益社団法人 福岡県医師会　御中

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
福 岡 県 知 事　　小川　洋
（がん感染症疾病対策班）

「福岡コロナ警報」の発動と今後の対応等について（通知）

福岡県内の新型コロナウイルス感染症新規感染者は、７月中旬以降、増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。この状況に鑑み、令和２年８月５日付本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、「福岡コロナ警報」の発動と今後の対応について（別添１）を定めましたので、お知らせいたします。

つきましては、内容を十分御了知いただき、関係機関・団体等へ周知及び依頼くださいますようお願いいたします。

また、県民の方が安心して感染防止対策を行っている店舗・施設を利用できるよう「感染防止宣言ステッカー」を作成しました。８月７日（金）から県ホームページで申請可能ですので、併せて周知くださいますようお願いします。

記

＜添付資料＞
・別添１　「福岡コロナ警報」発動と今後の対応について
・別添２　「感染防止宣言ステッカー」について
・「感染防止宣言ステッカー」チラシ

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
電話番号：０９２（６４３）３３４２
ファックス：０９２（６４３）３６９７

2年 8.11

2629

飲食店が関係する主な業種別ガイドライン

※　下記ガイドラインの番号（№〇〇）は、内閣官房ホームページに掲載されている業種別ガイドライン一覧の番号（令和２年７月３１日現在）です。

〇　下記以外の外食店（レストラン、居酒屋等）
（№７９）外食業ガイドライン
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf

〇　接客（※）を伴う飲食店（スナック、キャバクラ、ホストクラブ等）
（№３６）社交飲食業ガイドライン
https://zensyaren.net/2020/06/post-6.html
（※）「接待」の定義については、別紙をご参照ください。

〇　カラオケボックス等
（№３７）カラオケボックス等ガイドライン
http://www.jkba.or.jp/uploads/news/a2e082c81b7de927a865d1d5048c8ba7.pdf

〇　特定遊興飲食店（ナイトクラブ）、ミュージックバー
（№３９）ナイトクラブガイドライン
http://nce.or.jp/guideline.php

〇　オーセンティックバー
（№８０）オーセンティックバーガイドライン
http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf

（別添１）

令和2年8月5日

「福岡コロナ警報」の発動と今後の対応について

（1）「福岡コロナ警報」について

今後、新型コロナウイルス感染症と長く向き合っていかなければならない中、本県では、感染の再拡大防止と医療提供体制の維持・確保に取り組みながら、社会経済活動のレベルを徐々に引き上げてきました。

その際、感染者の症状に応じて、適切な医療を提供できることが大事であります。このため、社会経済活動との両立を図っていく中で、感染拡大により医療提供体制がひっ迫するおそれがある場合に、医療提供体制確保の準備に入るための県独自の指標として、「福岡コロナ警報」を設定し、モニタリングしてきました。

7月中旬以降、新規感染者が増加傾向にあり、「福岡コロナ警報」の指標をみると、

①「感染者数」は、この3日間で増加傾向にはないものの、7月18日以降、基準となる8人を大幅に上回る状況が続いている

②「感染経路不明者の割合」は、直近３日間いずれも50%を上回っている

③「病床稼働率」は基準の50%を超える54.9%となった

④「重症病床稼働率」は、18.3%で基準以下だが、上昇傾向にある

これらの指標の状況に加え、さらに中等症者の数も60人に増えているなど、医療機関への負担が懸念される状況となってきたことから、総合的に判断し、本日、「福岡コロナ警報」を発動します。

これを受け、まず第1に、今後、医療提供体制がひっ迫する事態が生じないよう、改めて医療機関に対して病床の準備等の医療提供体制の整備を要請します。また、現在686室を確保している宿泊療養施設については、さらなる確保に向けて取り組んでいきます。

第2に、県民、事業者の皆様に更なる取組みを要請します。

(2) 事業者・県民に対する協力要請について

今回の感染拡大の状況をみると、県内では、「接待を伴う飲食店」など飲酒を伴う店で多くのクラスターが発生しており、福岡市では、感染源の8割が酒に関わるものとの報告もありました。また、7月以降、感染者数が急増していますが、地域別にみると、その約6割を福岡市が占めています。

こうした実態を踏まえ、社会経済への影響をできるだけ小さくしつつ、感染拡大防止を図っていくため、特措法第24条第9項に基づき、事業者および県民に対して別紙1のとおり新たな協力の要請を行います。

なお、これまで県民および事業者にお願いしてきた別紙2の感染防止対策については、引き続きその徹底を図っていきます。

●事業者・県民に対する新たな協力要請

別紙1

全県の事業者に対する協力要請

区域	福岡県全域
対象	（1）特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、 ①接待を伴う飲食店（名称にかかわらず客の接待を伴うもの） ②酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等） ③酒類の提供を行うカラオケ店 （2）その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）
要請内容	● 業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策に取り組んでいる旨が利用客に分かるよう掲示すること。その際、県の「感染防止宣言ステッカー」等を活用すること。 ● 8月8日（土）から8月21日（金）までの間は、滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。
根拠法	新型インフルエンザ対策等特別措置法第24条第9項

特定地域の事業者に対する協力要請

区域	福岡市内
対象	特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、 ①接待を伴う飲食店（名称にかかわらず客の接待を伴うもの） ②酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等） ③酒類の提供を行うカラオケ店 で、業種別ガイドラインを遵守していない店
要請内容	休業協力要請
期間	8月8日（土）から8月21日（金）まで
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

県民に対する協力要請

区域	福岡県全域
要請内容	● 以下のうち、業種別ガイドラインを遵守していない店の利用を自粛すること。 （1）特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、 ①接待を伴う飲食店（名称にかかわらず客の接待を伴うもの） ②酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等） ③酒類の提供を行うカラオケ店 （2）その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等） ● 遵守しているかどうかは、感染防止対策に取り組んでいる旨が分かる掲示を確認すること（県の「感染防止宣言ステッカー」等）。 ● 8月8日（土）から8月21日（金）までの間は、利用（会食や飲み会等）は2時間以内とし、2次会、3次会等は控えること。
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

別紙2

<感染防止対策の徹底>

①基本的事項

・一人一人が、「人にうつさない」、「人からうつされない」、「自分が感染しているかもしれない」という意識を常に強く持つこと

・特に、最近は20代～30代の若い世代の感染が半数を占めており、無症状の方が多いため、若い世代の人は、高齢者など重症化しやすい人に感染を広げないよう慎重に行動すること

・マスク、手洗い、人との距離、三密の回避など、「新しい生活様式」（別紙1）を実践すること

※気温・湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから、「屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合には、マスクを外す」、「周囲の人と十分な距離（2m以上）を確保できる場所で、マスクを一時的に外して休憩する」など、適宜マスクを外すことで、熱中症の予防を図ること

②外出

・外出にあたっては、自身の健康状態はもとより、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策を確認し、その必要性を判断すること

・外出する場合は、

- 発熱等の症状がある場合、外出を控えること
- 各人による感染防止対策を徹底するとともに、感染防止対策が不十分な場所への外出を避けること
- 「マスク」、「手洗い」、「人との距離」、「三密の回避」を守ること
- 観光地においては、人と人との間隔を確保すること

③施設

・全ての施設管理者は、「四方を空けた席配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」など、業種別の感染拡大防止ガイドライン等に基づき、徹底した感染防止対策を確実に講じること

④催物（イベント等）

・催物（イベント等）の開催にあたっては、徹底した感染防止対策を講じることを前提として、以下を目安にすること

【7月10日～当面8月末までの間】
屋内：5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
屋外：5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

・全国的な人の移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者または主催者は、その開催要件等について事前に県に相談すること
・感染リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの対応を行うこと
・祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。

※地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては開催可能

⑤職場への出勤等
・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤の実施など、人との接触を低減すること

別紙3

感染防止宣言ステッカー制度について

今後、新型コロナウイルス感染症と長く向き合っていかなければならない中、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくためには、県民・事業者それぞれが感染防止対策をしっかり行っていくことが重要です。特に、事業者においては、店舗・施設内で万が一感染が発生した場合、その影響は計り知れません。

そのため、県では、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守することや、感染防止対策をとっている旨が来店者・来場者に分かるよう掲示することなどをお願いしてきたところです。

今般、事業者の感染防止対策をさらに推し進めるため、新たに、全県共通の「感染防止宣言ステッカー」を作成し、普及を図ってまいります。

①業種別ガイドラインを遵守している事業者が、インターネットを通じて、取り組んでいる感染防止対策を自己チェックすることで、「感染防止宣言ステッカー」を取得できる仕組みを構築します。（別紙参照 ／ 8月7日（金）から実施予定）

②各店舗・施設はこのステッカーを入口等の目立つ場所に掲示し、来店者・来場者が、感染防止対策をとっている旨を確認できるようにします。

③今回の休業協力要請にあたって、このステッカーを掲示している店舗・施設は、業種別ガイドラインを遵守している店舗・施設として取り扱います。なお、市町村、業界団体等ですでに同様のステッカー制度がある場合は、本県のステッカーとみなします。

感染防止対策を徹底しているお店を利用しましょう！！

～ 感染防止対策の徹底 × 対策の見える化 ＝ 利用者の安心 ～

※感染防止宣言ステッカー

事業者の皆さまへ

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「**感染防止宣言ステッカー**」を掲示し、安心して利用できる店舗・施設であることをお知らせしましょう

県民の皆さまへ

業界別の感染拡大防止ガイドラインを遵守している店舗・施設を選び、感染症から自分の身を守りましょう

① 事業者 ⇒ 県ホームページで感染防止対策をチェック ＋ ステッカーの利用申請

② 福岡県 ⇒ 掲示用ステッカーを配信
事業者 ⇒ ダウンロード・印刷 ＋ 店舗・施設の入口など目立つところに掲示

③ 利用者 ⇒ 感染防止対策をしている店舗・施設を確認

詳しくは、福岡県ホームページをご確認ください　コロナ　福岡県庁　検索

（参照）

ひとりひとりの行動が、
福岡を救う。日本を救う。

SAVE FUKUOKA! SAVE JAPAN!

福岡コロナ警報

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

内　容	基　準	8月2日	8月3日	8月4日
感染者数	1日当たりの感染者が 3日連続8人※以上で かつ増加傾向	145.3人	113.7人	103.0人
感染経路 不明者の割合	直近3日間いずれも 50%以上	61.4% (89人/145人)	52.0% (39人/75人)	57.3% (51人/89人)
病床稼働率	50%以上	48.4% (237床)	50.6% (248床)	54.9% (269床)
重症病床稼働率	50%以上	5.0% (3床)	13.3% (8床)	18.3% (11床)

※中等症患者数　　２３人（8月2日）、４０人（8月3日）、６０人（8月4日）

（別添2）

「感染防止宣言ステッカー」について

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示し、来店者・来場者の皆様に安心して利用できる店舗・施設であることをお知らせしましょう。

1. 取得方法　8月7日(金)から申請受付開始

① 県ホームページ(※)の申請フォームから登録前申請をします。
② 県からのメール受信後、メール内のURLから本申請の手続きをします。
③ 感染防止対策の各項目をチェックし、申請します。
④ 県からのメール受信後、メール内のURLから「感染防止宣言ステッカー」をダウンロード、印刷します。
⑤ 店舗・施設の入口など、目立つ場所に掲示してください。

2. 注意事項

○ 「感染防止宣言ステッカー」を入手するには、そのチェックリストのすべての感染防止対策を実施していただく必要があります。
○ 「感染防止宣言ステッカー」利用事業者に対し、福岡県又はその指示を受けた者が店舗・施設を訪問し、感染防止対策について直接確認をさせていただく場合があります。
○ 申請内容が虚偽であった場合やその他福岡県が不適切と判断した場合には、発行したステッカーの利用を禁止し、既に印刷及び掲示したものについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。

(※)申請フォームは以下URLに掲載しています。詳しくは、以下URLをご覧ください。
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19sticker.html

感染防止対策を徹底しているお店や施設を利用しよう

感染防止対策の徹底×対策の見える化

県民の皆さまへ

業種別の感染拡大防止ガイドラインを遵守している店舗・施設を選び、感染症から自分の身を守りましょう

感染防止宣言ステッカー

事業者の皆様へ

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、

「**感染防止宣言ステッカー**」

を入口など目立つ場所に掲示し、安心して利用できる店舗・施設であることをお知らせしましょう

福岡県からのお知らせです

福　岡　県
FUKUOKA Prefecture

ステッカーの申請はこちら

福岡県庁　ステッカー　search

＜問い合わせ先＞
福岡県新型コロナウイルス感染症
一般相談窓口
電話番号：０９２－６４３－３２８８
対応時間：平日９時～１７時まで